

1. 礼儀

礼儀は相互の人格の表現であり、あいさつは互いの心情の交流であるので、教職員、来校者に対し礼を失なわないようにし、生徒相互間においてあいさつをかわし、ことばづかいには品位をたもち、節度ある行動をとることがのぞましい。

2. 学習

学習は生徒の本分であるので、授業に最善をつくし、将来の目的達成のため、常に自主的な学習活動をする。

3. 登校、下校

ア. 登校は必ず予鈴の時刻までに、また下校は次の時刻までにする。

4月～10月 午後5時、11月～3月 午後4時30分

イ. 下校時刻以後に居残る場合は、担任又は顧問の許可を得て、その指示を受ける。

ウ. 自転車を通学に使用する者は学校の許可を得て、学校所定の標識をつける。

4. 出欠席

ア. 病気その他やむを得ない事情で欠席、遅刻早退する場合は8:30までに連絡システムを利用して、連絡すること。

イ. 忌引の日数は次の通りである。

① 父母 7日

② 祖父母、兄弟姉妹 3日

③ 伯叔父母、曾祖父母 1日

④ 父母の祭日（法事） 1日

なお、葬祭の場所が遠隔地の場合は、実際に要した往復日数を加算できる。

ウ. 交通機関の事故により遅刻、欠席した場合は駅等の証明書を担任に提出する。

エ. 登校後は下校時まで許可なしに校外へ出ないこと。ただし外出の必要があるとき学年担任の許可を受けること。

◎ 諸届けの手続き

遅刻の際は、登校後遅刻届を記入し、授業担当職員に提出する。早退および外出の際は、届け出用紙に記入し、携帯すること。

5. 生活一般

安心、安全な学校生活を送るために一人一人がルールを守りながら学校生活を送ること。

ア. 学校の建物備品及び用具を使用する場合は必ず係職員の許可を受け、使用後はその旨を連絡し用具は元の場所に返す。

イ. 建物、備品等を使用して破損した場合には、直ちに関係職員に届ける。

ウ. 火気の取扱いと節電、節水に留意する。

エ. 校内放送施設は係以外許可なくして使用しない。

オ. 清掃は丁寧に行い清掃終了後は担当の職員に連絡する。

カ. 必要以上の金品は所持しない。

- キ. 遺失物はすべて係職員に直ちに届け出る。
- ク. 生徒間で組織する諸会合その他のために生徒はみだりに金銭を徴収してはならない。やむを得ず徴収する場合には関係職員に届け出て許可を得ること。
- ケ. 校外においては言動をつつしみ高校生としての品位を保つと共に交通規則を守り事故防止に留意し、公衆道徳を守る。
- コ. 夜の外出はできるだけ避け、やむを得ず外出する場合は保護者の同意を得ること。
- サ. 外泊はできる限り避けやむなく外泊する場合は必ず保護者の同意を得なければならない。
- シ. アルバイトを行う場合は保護者の同意を得て別に定める様式により学校長に届け出る。
- ス. いかなる理由があっても暴力行為はしない。
- セ. 飲酒、喫煙、医師の処方によらない睡眠薬、覚醒剤等の使用は絶対しない。
- ソ. オートバイ・自動車の登下校使用及び制服乗車は禁止する。送迎は保護者に限る。
- タ. 運転免許証を取得したものは学校長に届け出る。
- チ. スマートフォン等の取扱いに関しては、生徒と保護者で使い方について十分に確認をする。盗撮は禁止する。許可なく他人の写真や動画等を保存および投稿してはならない。その他、投稿をする際、不適切な内容にならないよう十分に気をつけなければならない。
- ツ. いじめ行為は決して行わない。

6 頭髪・服装規定

頭髪・服装はすべて清楚端正にして、品位を失わないように心掛け、華美をつつしむ。

- ア. 頭髪は、高校生として見苦しくないように常に清潔・端正にする。髪の色、パーマをかける、エクステ等の加工を行う、髪の色、アイロン等による著しい頭髪の変化は禁止する。
- イ. ピアス、化粧、ネイル、装身具等は禁止する。
- ウ. 制服は、登下校を含めて指定の制服を着用する。
- エ. 体操着、上履き、体育館履き等は、本校指定のものを使用する。
- オ. やむを得ざる理由により異装する場合は、担任に届け出て、異装許可を得ること。
- カ. 制服は、次のとおりとする。

ジャケット、スカート・スラックス、リボン・ネクタイ、ベスト・セーター、ハーフパンツ、紺ポロシャツについては、学校指定の物を着用すること。制服は、一切加工してはいけない。

① ジャケット（ブレザー）

校章バッジを左襟につけ、着用する。ワイシャツの襟はブレザーの外に出さない。

衣替え期間および服装移行期間（5月～11月）については、着用しなくてもよいが、それ以外の期間については、着用および所持していること。

② スカート・スラックス、およびリボン・ネクタイ

スカートを着用する際は、巻き上げたりせずに着用する。スカートの下にジャージ・スウェット等を履くことは禁止する。購入時のスカートを加工してはいけない。スカートを着用する際は、リボンをつける。男子生徒でスカートを着用したい場合は、担任に申し出る。

スラックスを着用する際は、ネクタイを着用する。スラックスの裾をまくり上げてはいけない。

リボンとネクタイについては、衣替え期間および服装移行期間は着用しなくてもよい。リボンとネクタイは、大きく緩めた状態での着用は禁止する。

③ ワイシャツ

白無地のものを着用する。開襟シャツ、ボタンドアウンは禁止とする。

④ セーターおよびベスト

学校指定の物のみの着用を認める。

⑤ 防寒具

冬季には、華美でない防寒具（白・紺・黒・灰・茶色等の無地またはワンポイント）の着用を認める。ただし、教室内では着用しない。

⑥ 衣替え期間（6～9月）に着用可

学校指定のハーフパンツ、無地の白ポロシャツまたは学校指定の紺ポロシャツの着用を認める。白ポロシャツについては、ポケットは1つ以下とし、ワンポイントマーク、ライン等は禁止とする。